

立替サービスの貸金業該当性に関するQ&A

このQ&Aは、サービスを提供する事業者にとっての予測可能性を確保し、サービスの健全な発展を促す観点から、立替サービスの貸金業該当性を判断する上で重要な「貸付け」(貸金業法第2条第1項柱書)該当性について、当庁の基本的な考え方を明らかにするものです。

「貸付け」該当性に関するノーアクションレター制度は、事業者が実施しようとする事業の個別具体的な事実関係を前提として、当該事業の「貸付け」該当性について回答するものであるのに対し、このQ&Aは、金融審議会「資金決済制度等ワーキング・グループ」(以下「資金決済等WG」)における議論や資金決済等WGの報告書の内容を踏まえた上で、「貸付け」該当性に関して、基本的な考え方や解釈を記載しています。

なお、このQ&Aにおける回答は、あくまでも、法令等に関する現時点での一般的な解釈を示すものであり、個別事案に対する法令等の適用の有無を回答するものではありません。個別事案に対する法令等の適用の有無は、当該事案における事実関係を前提にし、事案ごとに、法令等の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに留意する必要があります。加えて、異なる前提条件が存在する場合や関係法令等が変更される場合等には、考え方が異なることもあることに留意する必要があります。さらに、このQ&Aにおける回答は、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。また、将来における金融庁の解釈を保証するものでもありません。

このQ&Aにおいて取り上げた項目に限らず、一般論として、法令等の解釈・適用にあたっては、当該法令等の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされるべきであると考えられます。

問1 あるサービスが貸金業に該当するか否かについて、法令や解釈上、どのように検討すべきでしょうか。...	2
問2 立替サービスとは、どのようなものでしょうか。.....	3
問3 立替サービスが「貸付け」に該当するかは、どのように判断されるのでしょうか。.....	3
問4 「どの程度資金需要者の支払能力を補完するか」については、どのように考えるのでしょうか。.....	4
問5 「どの程度資金需要者の信用力を考慮しているか」については、どのように考えるのでしょうか。.....	5
問6 立替サービスの「貸付け」該当性について、金融庁等がこれまで公表した事例・資料にはどのようなものがあるのでしょうか。.....	5

問1 あるサービスが貸金業に該当するか否かについて、法令や解釈上、どのように検討すべきでしょうか。

貸金業法第2条第1項では、貸金業を次のように定義しています。

第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一～五（略）

したがって、事業者が提供しようとするサービスが、貸金業に該当するかを検討する際には、次の3つの観点からの検討が必要となります。

1. 「貸付け」該当性

貸金業法上の「貸付け」の定義は上記の法第2条第1項記載のとおりですが、貸金業法では、手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付といった、消費貸借契約（民法第587条）以外の方法による金銭の交付等についても、「貸付け」に含めて定義しています。そこで、貸金業法上の「貸付け」該当性については、契約類型にとらわれず、「貸付け」と同等の経済的効果を有するかに着目する必要があると考えられます。

なお、立替サービスの貸付け該当性の考え方については、問3から問5までに記載しています。

2. 「業として行う」該当性

「業として行う」とは、反復継続の意思の下に金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を行うことをいい、営利を目的として特別の設備を備える等一個の業態として行うことまでは必要としないと解されます。

また、必ずしも貸付けの相手が不特定多数の者であることを要せず、事業者が報酬又は利益を得る意思や現に報酬等を得た事実を要しないと解されます。

（参考裁判例）

- ・最一決昭和29年4月8日（刑集8巻4号435頁）
- ・最二判昭和30年7月22日（刑集9巻9号1962頁）
- ・最二決平成8年12月24日（集刑269号773頁）

3. 適用除外

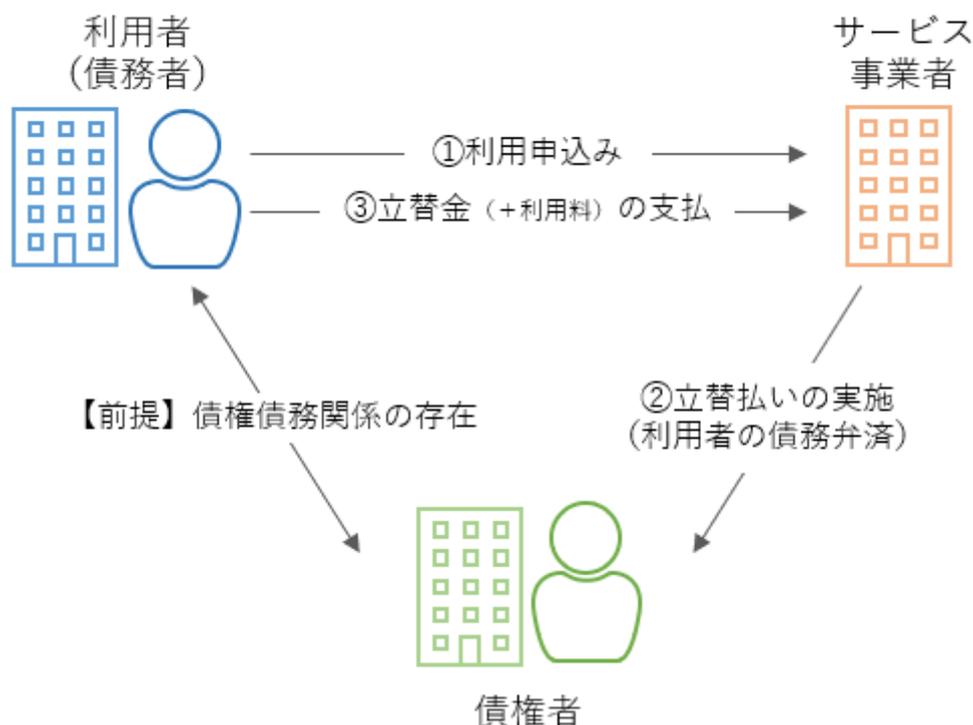
貸付けを業として行う場合であっても、貸付けを業として行うことについて他の法律に特別の規定のある者（例えば銀行）や、物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行う貸付け、事業者がその従業者に対して行う貸付け、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを

行う者が政令で定める者がする貸付け等については、貸金業から除かれます(貸金業法第2条第1項各号、貸金業法施行令第1条の2)。

問2 立替サービスとは、どのようなものでしょうか。

ここでは、立替サービスとは、事業者が、債権者に対して金銭債務を負う利用者から立替払いの依頼(利用申込み)を受けて、当該事業者の有する資金から当該債権者に対して金銭を支払い(立替払いの実施)、その後、当該利用者が当該事業者に対して立替金等を支払うサービスであるとし¹ます。

(参考イメージ図)



問3 立替サービスが「貸付け」に該当するかは、どのように判断されるのでしょうか。

貸金業法上の「貸付け」該当性については、契約類型にとらわれず、「貸付け」と同等の経済的効果を有するかに着目する必要があると考えられることは、【問1】記載のとおりです。そして、金銭消費貸借契約は、i)金銭返還の合意とii)金銭の交付によって成立し(民法第587条)、金銭の交付には借り手の指示する第三者に対する

¹ 資金決済等WG報告 21 頁では、立替サービスを「事業者が利用者からの依頼を受けて資金を立て替えた上で、後から利用者に対して立替金の支払を請求するサービス」としていますが、これと同旨です。

交付も含むと解される²ところ、【問2】記載のとおり、立替サービスは、i´) 利用者が事業者に対して立替金を支払う旨の合意があり(【問2】の図中①・③)、ii´) 事業者が債権者に対して立替払いとして金銭の交付をする(【問2】の図中②)ものです。したがって、立替サービスは貸付けと経済的に類似する側面があるため、立替サービスの貸付け該当性を検討する必要があります。

もっとも、立替サービスには様々な法的構成やスキームが存在することから、立替サービスの「貸付け」該当性を一律の基準で判断することは困難であり、各立替サービスの個別具体的な事情を総合的に考慮して実質的に行うことが適切であると考えられます。

具体的には、資金需要者等の利益の保護という貸金業法の趣旨を前提とした上で、各サービスの実態に照らし、①どの程度資金需要者の支払能力を補完しているか、②どの程度資金需要者の信用力を考慮しているか等に着目して、貸付けと同等の経済的効果を有するかを個別に判断し、その際には、例えば、手数料の設定方法、立替期間、及び資金需要者の属性・利用態様等を総合的に勘案することが考えられます。

なお、その判断等の際には、サービス全体の経済的効果を検討し、当該サービスの一部のみを取り出して検討することのないように留意する必要があります。

問4 「どの程度資金需要者の支払能力を補完するか」については、どのように考えるのでしょうか。

立替サービスを利用することによって、その利用者は、その負担する債務の支払期日に手元資金がない場合における当該債務の弁済や、手元資金を当該債務の弁済以外の用途に活用すること等ができるようになります。このため、立替サービスには資金需要者である利用者の支払能力を補完する側面があります。もっとも、各立替サービスが、どの程度資金需要者の支払能力を補完するかは、サービスごとに様々であり、それぞれの実態に照らして検討することが適切であると考えられます。

例えば、事務作業の効率化等を目的としたサービスで、立替額が少額かつ立替期間が極めて短期であるもの等については、立替えに伴う繰延べ等の経済的効果が小さく、資金需要者の支払能力を補完する程度が小さいものと考えられます。

なお、貸金業法では、少額又は短期的な貸付けであっても「貸付け」に該当し得るため、立替額の多寡や立替期間の長短のみをもって貸付けに該当するかを判断することはできない点に留意する必要があります。

² 関連する裁判例として、「当事者間に現実に金銭を授受せざるも借主をしてその現実の授受ありたると同一の経済上の利益を得せしむるときは消費貸借成立するものとす」とした大判昭和11年6月16日民集15巻13号1125頁があります。

問5 「どの程度資金需要者の信用力を考慮しているか」については、どのように考えるのでしょうか。

立替サービスでは、事業者は、利用者のために自らの資金をもって立替金を支払う以上、立替金を利用者から回収できるか等を考慮した上で、利用方法や手数料の算出方法等を含めたサービス全体を設計すると考えられます。このため、立替サービスには資金需要者である利用者の信用力を考慮する側面があります。もっとも、各立替サービスが、どの程度資金需要者の信用力を考慮しているかは、サービスごとに様々であり、当該サービスの実態に照らして検討するのが適切であると考えられます。

例えば、事業者が、利用者の財務状況等を確認した上で、財務状況等に応じて、サービス利用の可否を決める、利用に係る手数料を変動させる、又は利用上限額を定める等の場合には、資金需要者の信用力を考慮する程度が大きいものと考えられます。より具体的には、事業者が、利用者に月収の状況やその入金を確認できる書面を提出させ、利用者ごとに立替サービスの手数料や利用上限額を設定するサービスのように、事業者において利用者の信用力を調査して利用上限額を定めている場合等が挙げられます。また、利用に係る手数料が一律の場合であっても、事業者が提供する事務作業の効率化等のサービス内容に比して手数料が高額であるとき等は、資金需要者である利用者ごとに信用力を考慮することに代えて、想定される利用者の信用力を全体として考慮していると考えられることに留意する必要があります。

なお、サービス全体の経済的効果を検討する必要があることは【問3】記載のとおりですが、事業者が信用力の調査をする手法には、自ら利用者の信用力を調査することに限らず、当該調査を第三者に委託することも含まれると考えられます。

問6 立替サービスの「貸付け」該当性について、金融庁等がこれまで公表した事例・資料にはどのようなものがあるのでしょうか。

次の4つの事例があります。

- 1 グレーゾーン解消制度([平成30年12月20日回答](#))
給与前払サービス
- 2 グレーゾーン解消制度([令和元年12月25日回答](#))
教育機関向け医療費立替金回収代行サービス
- 3 法令適用事前確認手続([令和4年10月12日照会](#)、[同年11月2日回答](#))
個人事業主等に向けた、金銭債務の支払を代行する立替払いサービス
- 4 グレーゾーン解消制度([令和6年5月15日回答](#))
給与前払代行サービス利用者等に対する給与支払代行サービス